

職員の給与に関する報告（令和4年8月8日）（抜粋）

第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

4 本年の給与の改定等

(3) その他

ア 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等に基づき、政府として、産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があることなどを踏まえ、博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する。なお、これに伴い、在職者についても所要の調整を講ずる。

公務員人事管理に関する報告（令和4年8月8日）（抜粋）

1 人材の確保

(2) 民間との人材交流の円滑化

加えて、民間人材の高度な専門性や業績等に応じた柔軟な給与決定や、部内職員も含めた機動的・柔軟な配置による人材の活躍をより一層支援するため、給与制度の見直しを進める。具体的には、本年秋までに、特に高い業績を挙げた特定任期付職員に支給される業績手当の支給要件を明示して人事院との協議を要することなく支給できるようにするとともに、優秀な若手・中堅職員の抜てきを行う場合の給与決定についても各府省限りで行えるよう枠組みの整備を行う。